

平成27年5月14日

各位

会 社 名 リゾートソリューション株式会社 代表者名 代表取締役社長 多賀 道正 (コード:5261 東証第一部) 問合せ先 総務人事部長 小嶋 康司 (TEL. 03-3344-8811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催の第122回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業の展開に備えて、第2条に目的事項を追加し、それに伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるよう、第 27 条および第 35 条の一部を変更するものであります。なお、第 27 条および第 35 条の変更につきまして、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 26 日定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 26 日

以上

第1条 <条文省略>

(目的)

第2条 <条文省略>

1~10 <条文省略>

<新設>

11~12 <条文省略>

13 スポーツのイベント、映画、演劇、演芸、コンサート、パーティ、博覧会、講演会等各種イベントの企画、運営ならびに仲介

現行定款

14~49 <条文省略>

第3条~第26条 <条文省略>

(取締役の責任免除)

第27条 〈条文省略〉

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第28条~第34条 <条文省略>

(監査役の責任免除)

第35条 <条文省略>

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 36 条~第 39 条 〈条文省略〉

第1条 <現状どおり>

(目的)

第2条 <現状どおり>

1~10 <現状どおり>

11 太陽光等の自然エネルギー事業、これに関するコンサルティング及び設備機器の企画、開発ならびに販売

変更案

12~13 <現状どおり、号数繰り下げ>14 スポーツのイベント、映画、演劇、演芸、コンサート、パーティ、博覧会、講演会、セミナー等各種イベントの企画、運営ならびに仲介

第3条~第26条 <現状どおり>

15~50 <現状どおり、号数繰り下げ>

(取締役の責任免除)

第27条 <現状どおり>

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第28条~第34条 <現状どおり>

(監査役の責任免除)

第35条 <現状どおり>

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第36条~第39条 <現状どおり>